

令和4年度

広島県立尾道北高等学校入学者選抜（Ⅰ）実施要項

広島県立尾道北高等学校
〒722-0046 尾道市長江三丁目7番1号
電話 0848-37-6106

〔選抜の趣旨及び方針〕

入学者の選抜は、令和4年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針及び令和4年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項に基づき、広島県立尾道北高等学校（以下「本校」という。）における教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。

1 課程、学科、募集定員枠、学区

課程	学科	募集定員枠	学区
全日制	総合学科	80人 (入学定員200人の40%)	広島県一円

2 学科の目標

本校では、中学校における教育の基礎を踏まえ、心身の発達に応じて、普通教育・専門教育を行うことを目的とする。

3 出願資格（推薦基準）

令和4年3月に中学校を卒業する見込みの者で、次の条件を満たし、志願者が在学している中学校の校長（以下「中学校長」という。）の推薦を受けた者とする。

- (1) 本校総合学科を志望する動機・理由が明白かつ適切であること。
- (2) 本校総合学科に対する適性、興味・関心及び学習意欲を有すること。
- (3) 学習成績が良好であること。
- (4) 学習活動において主体的にこつこつと取り組んでおり、入学後自己実現に向けて意欲的に挑戦する意思があること。
- (5) 自己を理解・認識し、自分の考えや思いを相手に理解してもらえるよう適切に表現できる力があること。

4 出願手続

(1) 志願者

ア 志願者は、次の（ア）、（イ）及び（エ）の書類に必要事項を記入し、（ア）から（エ）までの書類等を中学校長を経由して提出すること。

（ア）入学願書（様式第1号）

（イ）入学者選抜願（様式第2号）及び受検票（様式第3号）

（ウ）入学者選抜料（2,200円）

広島県教育委員会の定める方法により納付すること。

「（全日制）広島県立高等学校入学者選抜料納付書」により納付書に記載された広島県指定金融機関等で納付した際に受け取る「（全日制）広島県立高等学校入学者選抜料領収控」（領収印のあるもの）を入学者選抜願（様式第2号）に貼ること。

※ 納付にあたっては、「（全日制）広島県立高等学校入学者選抜料納付書」（上部が赤色のもの）の原本を使用し、コピーは使用しないこと。

（エ）志望理由書（様式第6号）

イ 志願者で、受検に当たって特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第4号）を入学願書に添付すること。

ウ 県外等からの出願許可を受けた者は、その許可書を入学願書に添付すること。（次頁（5）を参照）

【注意】 志願者は、公立の二つ以上の高等学校、課程、学科・コースを併願することができない。また、連携型中高一貫教育に関する選抜、併設型高等学校入学者選抜及び併設型高等学校の帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜との併願もできない。

(2) 中学校長

中学校長は、次のアからクまでの書類等を、(3)の出願期間内に提出すること。

なお、提出に当たっては、志願者の提出したア及びイの書類の記載事項等に誤りがないことを確認するとともに、エの書類については、志願者の志望理由の内容について、志願者の意思を確認すること。

ア 入学願書（様式第1号）

イ 入学者選抜願（様式第2号）及び受検票（様式第3号）

入学者選抜料（2,200円）を納付していることを確認すること。

ウ 推薦書（様式第5号）

エ 志望理由書（様式第6号）

オ 学校教育法施行規則第78条の規定による志願者の調査書（様式第7号）

カ 第3学年の全学級の評定（成績評点）一覧表（様式第9号）

キ 評定（成績評点）集計表（様式第11号）

ク 志願者名簿2部（様式第13号）

(3) 出願期間

令和4年1月20日（木）から1月25日（火）正午まで

受付時間は9時から16時までとする。（ただし、12時15分から13時00分までの間を除く。）

【注意】 郵便により提出する場合には、受検票及び志願者名簿1部を返送するための封筒（簡易書留郵便等に必要料金分の郵便切手を貼ること。）を同封の上、簡易書留郵便により、1月24日（月）までに必着するよう提出すること。また、中学校長は郵送後、電話により速やかに本校長に郵送した旨の連絡を行うこと。

(4) 受検票の交付

入学願書等の提出を受けたときは、この要項に定める要件を備えていることを確認の上、これを受理し、所定の欄に受付印を押印し、志願者名簿には受付番号を記入し、受検票を交付するとともに、志願者名簿（1部）を返却する。

なお、郵便により提出された場合、受検票及び志願者名簿（1部）は中学校長に郵便により送付する。

(5) 県外等からの出願

ア 次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する者は、入学願書提出前に、広島県教育委員会に必要書類を提出し、県外等からの出願許可を受けなければならない。

（ア）広島県立高等学校学則第13条第4項の規定により県立高等学校を志願する者。

（イ）出願時において、保護者の住所が広島県外にある者（海外居住者を含む。）で、入学許可までに、広島県内に保護者が居住する予定の者。

（ウ）その他（イ）に準ずる者。

a 提出書類 広島県公立高等学校入学者選抜実施要項95ページ別表第1による。

b 提出期間 令和3年12月13日（月）から令和4年1月7日（金）正午まで

（ただし、日曜日、土曜日及び12月29日から1月3日の期間を除く。）

なお、郵便により提出する場合には、簡易書留郵便により、1月6日（木）までに必着するよう提出すること。

c 県外等からの出願許可願の提出先

提出先	提出先住所
広島県教育委員会事務局 学びの変革推進部高校教育指導課	〒730-8514 広島市中区基町9-42

d 結果の通知 中学校長に通知する。

イ 保護者が令和4年1月20日(木)現在単身赴任などで広島県内に居住し、入学後も保護者の住所に変更がない場合は、出身中学校長意見書(様式第31号)、保護者及び志願者の住民票記載事項証明書を入学願書に添付して、入学願書等受付期間内に本校校長に提出すること。

5 面接

- (1) 志願者全員に対して、面接(自らの学びに関する面談方式を含む)を実施する。
- (2) 実施期日及び時間割等

2月3日(木)		
時 限	時 刻	検 査 等
	8:50	集 合
	9:00 9:10	注 意
第1時限	9:15 ~	面 接

- (3) 実施場所 本校
- (4) 携行品 ①受検票, ②鉛筆・シャープペンシル(和歌や格言等が書いてあるものは不可), ③鉛筆削り, ④消しゴム, ⑤定規(分度器のついたもの, 三角定規は不可), ⑥時計(辞書, 計算, 端末等の機能があるもの等は不可), ⑦ティッシュ(袋又は箱から中身だけ取り出したもの)
また, ①から⑦についても, 検査問題の解答上有利と考えられるものは携行できない。
なお, 第1時限の検査開始前に検査場内に携帯電話等持込みを認められていないものを持ち込んでいることがわかった場合には, 受検者から預かり, 検査の受検を認め, その日の検査終了後に返却する。
万一, 検査開始後に, 検査場内に携帯電話等持込みを認められていないものを持ち込んでいることが発覚した場合には不正行為とみなす。

6 合格者の決定

推薦書, 志望理由書, 調査書及び面接の結果によって総合的に判断して決定する。

7 選抜結果の通知及び入学の確約

- (1) 本校校長は, 選抜の結果について, 2月8日(火)10時から, 選考結果通知書(様式第14号)により中学校長に通知し, 入学許可内定通知書(様式第15号)により中学校長を経由して入学許可内定者本人に通知する。ただし, 合格者の発表は, 選抜(Ⅱ)の合格者とともに, 3月15日(火)10時から本校の玄関に掲示するとともにホームページに掲載する。
- (2) 入学許可内定者は, 入学確約書(様式第16号)を中学校長に提出し, 中学校長は記載内容を確認の上, 2月10日(木)正午までに本校校長に提出すること。
なお, この日時までに提出がない場合は, 入学の意思がないものとして取り扱うものとする。
- (3) 入学確約書を提出した者は, 他の高等学校の学科・コースに出願してはならない。他の高等学校の学科・コースに出願したことが判明した場合は, 入学許可の内定を取り消すものとする。

8 新型コロナウイルス感染症等に対する感染予防の留意点

- (1) 入学者選抜当日まで, 新型コロナウイルス感染症等への感染予防(手洗い, 咳エチケット[マスクの着用], 3つの密[密閉・密集・密接]の回避等)に気を配り, 体調管理に努めてください。
- (2) 入学者選抜当日は, マスクを持参し, 検査中を含めてマスクを着用してください。
- (3) 検査当日, 検査場の換気のため窓を開ける時間帯があるため, 室温の変化に対応できるように, 体温調節をしやすい服装等の工夫をお願いします。

- (4) 入学者選抜当日の朝に、必ず検温をしてください。37.5℃以上の発熱等の風邪症状がある場合は、医療機関を受診してください。なお、当日、37.5℃以上の発熱等の風邪症状がある場合でも、前日までに医療機関を受診して、PCR検査の結果が陰性である場合又はPCR検査の必要がないと診断された場合は、当日、出身中学校又は本校に申し出てください。この場合は、別室での受検となります。

9 その他

選抜の結果、入学許可内定者とならなかった者が、選抜(Ⅱ)、帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜又は選抜(Ⅲ)を受検する場合は、改めて所定の手続をしなければならない。